

売却区分番号	152-2		
見積価額	¥4,360,000	公売保証金	¥450,000
財産の表示	<p>1 所在 高知県宿毛市中央二丁目 地番 2番18 地目 宅地 地積 66.69平方メートル</p> <p>2 所在 高知県宿毛市中央二丁目2番地18 家屋番号 2番18 種類 店舗・居宅 構造 鉄骨造鋼板ぶき4階建 床面積 1階46.48平方メートル 2階46.48平方メートル 3階46.48平方メートル 4階35.28平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>非線引都市計画区域、近隣商業区域、建築基準法第22条による区域 ハザードマップによると、下記のとおり。 洪水浸水想定3.0～5.0メートル未満 津波浸水深5.0～10.0メートル未満 指定建ぺい率 80% 指定容積率 300%</p>		
接道状況	南側：約6.3メートルが幅員約6メートルの舗装市道に等高で接面しています。		
地盤・地勢	<p>間口：約6.3メートル 奥行：約10.7メートル 形状：長方形</p>		
使用状況等	<p>【公売財産1について】 公売財産2の敷地として利用されています。</p> <p>【公売財産2について】 室数は各階1室の計4室で、所有者の申立てによると、4室とも賃借人が存在します。 1階及び2階は飲食店舗として使用されています。 3階及び4階は住宅として使用されています。 所有者の申立てによると、令和3年から令和4年にかけて内装、外装等の修繕工事を行っています。</p>		
管理状況等	上水道：有 下水道：有 都市ガス：無		
特記事項	<p>1 公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定により、一括換価の方法により公売を行います。 なお、公売財産の見積価額の内訳は次のとおりです。 公売財産1 見積価額：540,000円 公売財産2 見積価額：3,820,000円</p> <p>2 公売財産2については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、高松国税局が適格請求書を交付します。</p>		

売却区分番号	152-2		
見積価額	¥4,360,000	公売保証金	¥450,000
	<p>なお、見積価額に占める公売財産2の価額の割合は87.61%です</p> <p>3 ガスを供給している会社の申立てによると、公売財産2の1階及び2階の湯沸器と3階及び4階の給湯器は、貸与している状態であり、所有権はガス会社にありません。</p> <p>4 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <p>(1) 公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p> <p>(2) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>(3) 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</p> <p>(4) 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。</p> <p>(5) 土壌汚染、地中埋設物、アスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>5 公売を中止する場合がありますので入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		
住居表示等	高知県宿毛市中央2丁目2-13		
最寄駅等	土佐くろしお鉄道 宿毛線 東宿毛駅 から北東へ約0.8キロメートル(道路距離)		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		

売却区分番号

152-2

高松国税局公売財産



高松国税局公売財産



売却区分番号

152-2

高松国税局公売財産



【住宅地図】



売却区分番号

152-2



